

大規模小売店舗立地法による名古屋市の意見のあらまし 12-12 について

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ジャスコ熱田大同ショッピングセンター
- (2) 所在地 名古屋市熱田区六野一丁目 201 番 外 5 筆
- (3) 設置者 大同特殊鋼株式会社 代表取締役 高山 剛

2 意見の概要

- (1) 周辺地域の住民等の生活環境の保持全般について

ア 予測・評価について

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 11 年 6 月 30 日付け通商産業省告示第 375 号）（以下、「指針」という。）」などに基づき、駐車需要の充足等交通に関する事項、騒音の発生に関する事項などについて現状調査及び予測・評価を行っているが、現状調査におけるデータ不足、予測手法における根拠の不明確、さらには予測結果における不合理な点などが見られる。

このため、全般にわたり現状調査、予測等の内容について再確認され、必要な修正を行うとともに、周辺地域の住民等の生活環境の保持を図るための対策を検討し実施されたい。

イ 道路交通問題について

当該小売店舗の設置場所一帯の用途地域は工業地域であり、工場・倉庫等が数多く立地する地域であることから、大規模な商業施設を想定した道路整備が行われておらず、当該小売店舗の設置場所の周囲は幅員 10 メートルの生活道路が整備されており、周辺において新たな道路整備の計画はない。

このような地域に、店舗面積約 45,995 平方メートルの大規模な商業施設が立地し、休日 10,579 台（平日 4,294 台）の自動車が集中するようになると、出入口を複数箇所設置し来客自動車の経路を分散させる計画を立てても、開店当初や年末等の繁忙期などにおいては周辺の道路で交通渋滞の発生や悪化が起きないとは言い切れない。

このため、周辺地域の住民等の利便や交通安全の確保が図られ、生活環境が保持されるよう、対策を十分検討し実施されたい。

ウ 騒音について

当該小売店舗の設置場所の周辺は工場・倉庫等が数多く立地し、西側には JR と名鉄の線路が南北に敷設されている地域であることから、騒音の予測結果が環境基準等の値を下回るのであれば、基本的には周辺地域の生活環境は保持され则认为る。

しかし、南側に高校が隣接していること、また、北側には住居等も立地していることから、それらにも配慮した騒音対策を実施されたい。

(2) 個別事項について

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

(ア) 駐車場の必要台数の確保

a.必要駐車台数については、指針の計算式によらずに既存店の BAYCITY（ジャスコみなと店）の実績値を基に算出しているが、まず、指針に基づいた駐車台数の算出が適当でなく、特別な事情により算出する根拠を明らかにされたい。

その上で、既存店の実測値として BAYCITY（ジャスコみなと店）を引用することの妥当性が判断できる根拠（立地条件、都市条件、規模等）をデータ等で明らかにされたい。

b.当該小売店舗の従業員用の駐車場については確保しない計画となっているが、店舗面積が 45,995 平方メートルの大規模な商業施設であり、店舗の閉店時刻を午後 11 時としていることから、鉄道などの公共交通機関の利用が難しくなる従業員がかなり出てくると想定されるため、従業員用の駐車場及び従業員の交通手段の確保についての考え方を明らかにされたい。

c.自動車の来台数について平均的な休日で 10,579 台と予測されており、駐車場については 3,100 台分確保する計画となっている。

しかし、開店当初や年末等の繁忙期においては、平均的な休日以上の来店者が予想され、現在計画されている 3,100 台分の駐車場だけでは対応できず、周辺の道路において交通渋滞などを引き起こす可能性もあるので、具体的な対策（付近地への臨時駐車場の確保、想定する商圈の住民に対する自動車による来店経路についての開店前からのチラシ等による情報提供など）を検討し実施されたい。

(イ) 駐車場の位置及び構造等

a.当該小売店舗については、開店時刻が午前 9 時で閉店時刻が午後 11 時であり、駐車利用可能時間が午前 8 時 45 分から午後 11 時 45 分までの計画となっている。

しかし、現状の交通量は平日、休日とも午前 9 時から午後 9 時までの調査結果しか示されていない。また、開店後の交通量についても、入場は平日、休日とも午前 9 時から午後 9 時までの予測結果、退場については平日が午前 10 時から午後 10 時まで、休日では午前 11 時から午後 10 時までの予測結果しか示

されていないため、十分な調査・予測が行われたのか疑問である。

このため、交通量の調査・予測については開店から閉店までの時間帯（プラス前後 1 時間）を対象に実施されたい。

なお、交通量の予測結果を修正する場合には、その結果を自動車走行騒音の予測に反映されたい。

b.交通量の予測については「ジャスコ既存店実績データによる算出」とあるが、予測に利用した既存店名およびデータ利用の妥当性を明らかにされたい。

また、交通量予測にあたり、人口比率等を記載した想定商圈図を添付するとともに、信号現示など交差点飽和度の計算根拠を明らかにされたい。

(7) 経路の設定等

a.信号交差点や周辺道路において交通渋滞が発生する可能性もあるので、自動車利用による広域からの来客も想定した対策を検討し実施されたい。

また、駐車場へ来客自動車をスムーズに流入させ、周辺道路における交通渋滞や違法駐車が発生を防ぐためには、交通整理員による適切な誘導が重要な役割を担うことから、交通整理員の配置場所等については、開店当初・年末等の繁忙期や休日など、状況に応じた具体的な計画を明らかにされたい。

なお、来客車両の流入経路を示した「周辺見取図」には案内板設置の候補地についても記入されているが、道路や公園内においては看板等の設置は道路法などに基づき許可されないもので、経路上における具体的な案内表示方法を検討し実施されたい。

b.当該小売店舗へは自転車を利用した相当数の来店客が予測されることから、周辺地域からの自転車利用者に対する誘導方法を検討するとともに、当該商業施設内における入退店車両と歩行者の動線の分離のみではなく、自転車利用者も含めた動線の安全確保について検討し図面等で明らかにされたい。

イ 騒音の発生に係る事項

(7) 騒音の予測・評価について

a.夜間の騒音予測について、「等価騒音レベル」と「発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が示されており、等価騒音レベルが発生源ごとの騒音レベルの最大値より高い数値になっている箇所が多く見られるが、一般的にはありえないと考えるので、算出結果について再確認し、必要な修正が行われたい。

b.駐車場内における自動車の走行経路並びに各経路の自動車交通量などは、自動車走行騒音の予測における重要な条件であることから、来客自動車や搬入車両等の駐車場内における走行経路等を明らかにされたい。

c.自動車走行騒音の予測にあたっては立体駐車場のスロープの勾配についても配慮し実施すべきであり、また、荷さばき施設における騒音の予測・評価と騒音対策についても再度検討し実施されたい

ウ 廃棄物に係る事項等

(7) 廃棄物等の保管

a.廃棄物保管施設の付属設備として「発泡スチロール減容機」の設置が計画されているが、建物配置図等では設置場所が不明であることから明らかにされたい。また、騒音予測においては発泡スチロール減容機から発生する騒音が考慮されていないので、当該機器から発生する騒音も踏まえて予測・評価されたい。

エ 街並みづくり等への配慮等

a.当該小売店舗は名古屋市内でも有数の大規模小売店舗となることから、建設にあたっては、周辺地域の住民へ圧迫感を与えることがないよう建物の形状や色彩など、景観面において十分配慮し実施されたい。

オ その他

a.騒音規制法および愛知県公害防止条例に基づく騒音規制基準への適合状況を把握する必要があることから、敷地境界上における合成騒音レベルの最大値の予測結果を算出過程とともに明らかにされたい。

3 意見の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5 階）

熱田区役所情報相談コーナー、中区役所情報相談コーナー、昭和区役所情報相談コーナー及び瑞穂区役所情報相談コーナー

4 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成 13 年 8 月 29 日から平成 13 年 10 月 1 日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで